

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【公開番号】特開2009-78015(P2009-78015A)

【公開日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-015

【出願番号】特願2007-250288(P2007-250288)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月22日(2010.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が遊技板面に沿うように流下可能な遊技領域、及び演出用役物が設置される役物領域がそれぞれ区画形成された遊技盤と、

前記遊技領域及び前記役物領域を遊技者側からそれぞれ視認可能とする開口窓が形成された扉枠と、

前記扉枠に取り付けられる環状の窓用枠体に対し、2枚の透明板が互いに所定の間隔をもって対向配置されるように固定される透明板ユニットと、を備え、

前記遊技領域及び前記役物領域は、前記遊技領域を流下する遊技球の前記役物領域への進入が阻まれるようにそれぞれ区画形成されてなる遊技機において、

前記2枚の透明板のうちの前記遊技者側に配置される外側透明板は、前記開口窓の開口面積よりも大きな面積をもって前記開口窓を前記遊技領域側から閉塞可能な第1形状にて形成されてなり、

前記2枚の透明板のうちの前記遊技領域側に配置される内側透明板は、前記遊技者側からの投影面にて前記遊技領域と重複されない所定部が上記外側透明板の第1形状から除かれたような第2形状にて形成されてなり、

前記役物領域に設置される前記演出用役物は、前記内側透明板の除かれた前記所定部を通して、前記内側透明板よりも遊技者側にせりだし可能に形成されてなる

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記扉枠には遊技者により操作可能とされる操作ハンドルが設けられてなる
請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記操作ハンドルが操作されることによって前記遊技領域に遊技球が打ち込まれる
請求項2に記載の遊技機。